

広島県告示第四十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定によつて、県
営東町住宅、県営中之町住宅、県営倉之内住宅、県営七宝住宅、県営明神住宅、県営須波住
宅、県営宗郷住宅、県営円一住宅及び県営皆実住宅並びに県営東町住宅駐車場、県営中之町
住宅駐車場、県営倉之内住宅駐車場、県営七宝住宅駐車場、県営明神住宅駐車場、県営須波
住宅駐車場、県営宗郷住宅駐車場、県営円一住宅駐車場及び県営皆実住宅駐車場の使用料收
納事務を次のとおり委託した。

平成二十二年一月二十五日

広島県知事 湯崎英彦

構成員		堀田・誠和共同企業体	委託を受けた者	名稱	住所	(委託した年月日)
株式会社誠和	株式会社堀田組					
		尾道市新浜一丁目九番二三号				
二二号	尾道市新浜一丁目九番二三号	平成二一年一二月一五日 (平成二三年四月一日) 平成二七年三月三一日				